

山梨県立富士山世界遺産センター 指定管理者募集要項等に関する質問への回答（第2回）

No.	質問内容	回 答
1	スライド率の基準額の設定について 人件費のスライド率は、個々の職員の月例給与または時給を基準に考えるものか。それとも、人件費総額を基準に考えるものか。同様に電気料については単価の上昇・下降のみを対象とし、使用量の増減による影響は加味しないという理解でよいか。	人件費のスライド率は、山梨県人事委員会が実施する民間給与実態調査から算出し、人件費総額(基本給及び基本給に連動して増減する経費に限る。)に乗じます。電気料のスライド率は、甲府市消費者物価指数(エネルギー)の変動率に基づき算出します。なお、県の事情等により使用量の増加その他の要因によってエネルギー費に変動が生じた場合は、スライド対象経費の額の変更について協議できるものとします。
2	地域別最低賃金の上昇率がスライド率を上回る場合の協議について 山梨県の地域別最低賃金の増加率と、山梨県人事委員会が公表する「民間給与実態調査」に基づく人件費に係るスライド率には、大きな乖離がある。 現在、山梨県立富士山世界遺産センターの指定管理業務に従事する職員はパート職員が多く、その賃金水準も最低賃金に近いため、賃上げ計画及び実績はスライド率を上回る状況となっている。スライド率どおりの増額では最低賃金の上昇に対応できず制度設計上の問題と考えるが、これを是正する考えはあるか。	人件費に関し、スライド制度を採用している理由は、個々の職種や雇用形態ごとの賃金変動ではなく、県内全体の賃金水準の変動を指定管理施設の運営に係る人件費に適切に反映することを目的としているためであり、山梨県人事委員会が実施する民間給与実態調査を基礎とするのも同様の理由に基づきます。 ご指摘のとおり、指定管理業務に従事する職員構成や雇用形態によっては、民間給与実態調査に基づくスライド率が最低賃金の上昇率を下回り、人件費への影響が相対的に大きくなる場合も考えられますが、上記のとおりスライド制度は県内の賃金水準全体の動向を反映する仕組みであることから、特定の職種や雇用形態における賃金変動との差異が生じたとしても、それが、直ちに制度設計上の課題とは考えておりません。
3	スライド方式の制度趣旨と人件費減額の整合性について スライド方式が指定管理業務における人件費へ導入された目的の一つに「賃金水準の改善」があると認識している。しかしながら、今回のスライド方式では、スライド率の適用結果によっては人件費相当額が減額され、結果として職員給与の引下げにつながる可能性がある。 賃金水準の向上及び人材確保を目的として導入された制度であるにもかかわらず、給与の減額を招く可能性がある運用については、制度の趣旨と整合しないのではないか。	人件費に関しスライド制度を指定管理委託料に導入した目的は、「賃金水準の改善」だけではなく、県内全体の賃金水準の変動を指定管理施設の運営に係る人件費に適切に反映するためです。 このため、人件費については、民間給与実態調査を基に算定した変動率を適用しており、スライドを適用した結果、委託料が減額となることも制度上想定しているところです。社会経済情勢の変化を指定管理委託料へ反映するのが制度趣旨で、これに沿ったものであることをご理解ください。
4	スライド方式人件費における実績額減少時の委託料の取扱いについて 対象経費の「スライド後の額」は増加しているものの、欠員等の諸事情により実績額が当該額を下回り差額が生じた場合、委託料の返還は不要と考えてよいか。 また、委託料提示額を保証し、差額が生じても返還対象としないことは可能か。	人件費に係るスライド制度は、スライド対象経費にスライド率を乗じて算出した額(スライド後の対象経費)と当該年度の当初人件費委託料の差額を申請上限額として設定し、その範囲内で、指定管理施設に勤務する職員の基本給の引上げ等に要する額を申請していただく仕組みです。 このため、スライド後の額と人件費実績額との差額を精算する制度ではありません。指定管理施設に勤務する職員の基本給の引上げが実施されている場合には、人件費実績額がスライド後の額を下回ったとしても返還を求めることはありません。 なお、人件費のスライドにより算出される額は申請上限額であり、当該額の交付を保証するものではありません。申請上限額の範囲内で、実際に実施した賃金改善額を申請することとなります。
5	人件費の対象範囲について 過去の収支報告と同様に、スライド方式における人件費の対象範囲には、本社センター部門に所属し、施設運営に必要な基幹業務に従事する職員の人件費を計上して差し支えないか。また、これらの職員については施設運営を支える業務に従事していることから、スライド方式の対象となる人件費として取り扱うことが可能であることを確認したい。	人件費の対象経費に、指定管理施設に勤務する職員に係る総務業務等を担う本社職員の人件費分を、当該職員が指定管理業務に従事する割合に応じて計上することは差し支えありません。また、それらの人件費分(基本給及び基本給の変動に伴って変動する経費)をスライド対象経費に含めることも差し支えありません。
6	賃金改善状況の確認方法について 賃金改善の実施状況は、いつの時点で確認が行われるのか。また、確認のために提出が必要となる書類の種類及び内容、並びに判定基準を示してほしい。	毎事業年度終了後に賃金改善の状況が分かる資料を提出いただきます。提出させる資料を指定するものではなく、提出可能な資料により確認することを想定しております。 (例) 賃金改定の内容(ベースアップや手当見直し等)が分かる資料 ・賃金改定前後の給与総額の比較資料 ・職員毎に賃金改善状況を示す一覧表 等
7	委託料の実質減額について R9年度の委託料提示額6年間353,624千円は、単年58,937千円となり、これはR5年度～R8年度の年間平均委託料と比較すると約10,000千円の減額となる。インフレと賃金上昇が背景にある中、この減額を求める根拠となる経費科目と金額理由は何か。	指定管理料の上限額は、これまでの計画額や管理運営実績、収支状況、施設運営に係る各種経費の執行状況等を総合的に勘案し設定しています。 また、令和9年度以降の指定管理料については、現指定管理期間中における実績を踏まえ、効率的かつ効果的な施設運営を前提として積算しているものであり、特定の経費科目について削減を求めるものではありません。 なお、応募に当たっては、募集要項及び仕様書等を踏まえ、応募者が提案する運営内容に基づき必要な経費を積算の上、収支計画を作成してください。
8	審査基準について 審査基準の「サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果」及び「飲食物の提供等を通じて、富士山の有する普遍的価値を来訪者に分かりやすく伝える効果が期待できるか」については、信仰や芸術といった富士山の有する価値に立脚したメニュー内容や使用原材料に関する提案を評価するものか、あるいは提供方法、提供場所、空間演出や雰囲気づくりといった要素も含めて評価するものなのか審査基準を示してほしい。また、御師料理を例に挙げると、センターに従事する有識者からは「御師料理の存在を裏付ける明確な資料は確認されていない」との見解が示されている。一方で、県がこれまで期待している内容との間に認識の相違があるようにも見受けられる。提案内容の方向性を適切に判断できるよう、県としての考え方や評価の視点について、ガイドラインを示してもらいたい。	審査基準における「サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果」及び「飲食物の提供等を通じて、富士山の有する普遍的価値を来訪者に分かりやすく伝える効果が期待できるか」については、飲食物そのものの内容や使用原材料に加え、提供方法、提供環境、来訪者への情報発信の手法などを含め、提案内容全体を総合的に評価します。 評価に当たっては、富士山世界遺産センターの設置目的を踏まえ、来訪者の満足度向上や、富士山の顕著な普遍的価値に対する理解促進にどのように寄与するかを重視します。 また、提案内容について特定のテーマ、食材、料理又は表現手法を求めるものではありません。応募者において、歴史的・文化的背景や学術的知見等も踏まえながら、富士山の価値を来訪者に分かりやすく伝えるための創意工夫ある提案を行ってください。 なお、公平な審査を実施する観点から、個別の提案内容に係る評価の可否や、審査基準の詳細な判断基準についてはお示しできません。
9	山梨県立富士山世界遺産センター指定管理者募集要項の「4 責任分担」の「整備維持補修」における「施設、設備の損傷等」及び「備品の損傷等」に記載されているとおり、修繕等への対応は費用の金額に応じて県と指定管理者で分担されている。これまでに、20 万円を超える修繕案件が発生した際においても、県が求めるサービス水準を維持するため、緊急性を優先し、請求額を分割するなどして即時対応を行ってきた事例が多々あった。次期指定管理期間においては、より円滑な手続きと計画的な施設管理を期待する。そこで、施設修繕に関する見通しを共有する観点から、令和5 年度から令和8 年度までの各年度において県が計上した年間修繕予算額について開示してほしい。	令和5年度から令和8年度までの各年度において県が計上した修繕予算額は次のとおりです。 令和5年度 0千円 令和6年度 341千円 令和7年度 363千円 令和8年度 0千円 なお、これらは各年度の予算編成時に計上した予算額であり、実際の執行額とは異なる場合があります。また、次期指定管理期間における修繕費の執行額や県負担額を示すものではありません。 施設、設備及び備品の修繕等に係る責任分担については、募集要項に記載したとおりとし、応募者においては募集要項及び仕様書等を踏まえて提案してください。